

第 9 次水質総量削減計画に係る総量規制基準（一部改正案）

【概要】

第 9 次総量削減計画に基づき、令和 4（2022）年度から令和 5（2023）年度まで実施した「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」について、次期総量削減計画策定予定の令和 9（2027）年度まで実施可能とするため、実施期間を定める総量規制基準を一部改正する。

【改正内容】

矢作川・豊川浄化センターに限り、現行 C 値を国の C 値範囲上限まで緩和する期間について、「令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、同年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、同年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで及び同年 9 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間」に改める。

		現行	改正案
総量規制基準	窒素 りん	<p>【209 下水道業 備考】</p> <p>矢作川浄化センター・豊川浄化センターでの社会実験の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ・令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <p>社会実験中の C 値（国の C 値範囲上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素 Cno : 20、Cni : 20 ・りん Cpo : 2、Cpi : 2 	<p>【209 下水道業 備考】</p> <p>矢作川浄化センター・豊川浄化センターでの社会実験の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 ・令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 ・令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ・令和 9 年 9 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 <p>社会実験中の C 値（国の C 値範囲上限）</p> <p>（改正なし）</p>
（参考） 総量削減計画		<p>（2）水質改善に資する漁業活動の推進（前略）県の豊川浄化センター及び矢作川浄化センターにおいて、期間を限定して、栄養塩類管理運転（窒素・りんの排出濃度を環境省告示で示された上限値まで例外的に適用した排水基準内での排出量増加運転）を試行することにより、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験を行う。</p>	<p>（改正なし）</p>

※ 矢作川・豊川浄化センターは窒素・りんを効率的に除去することができる高度処理方式によって排水処理を実施している。

【告示改正案】

<窒素>

整理 番号	業種その他の区分		窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考	
			(1) Cno	(2) Cni		
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに 限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。 ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間 （令和6年9月1日から令和7年3月31日まで、同年9月1日から令和8年3月31日まで、同年9月1日から令和9年3月31日まで及び同年9月1日から令和10年3月31日までの期間）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20とする。 (イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のもの に限る。	25	20	

<りん>

整理 番号	業種その他の区分		りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考	
			(1) Cpo	(2) Cpi		
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間 （令和6年9月1日から令和7年3月31日まで、同年9月1日から令和8年3月31日まで、同年9月1日から令和9年3月31日まで及び同年9月1日から令和10年3月31日までの期間）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、2とする。 (イ) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、第3欄(1)の値は、2とする。
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5	